

議案第122号

和解することについて

次のとおり損害賠償請求調停事件に関し和解をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）12月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市は、損害賠償請求調停事件に関し、次のとおり和解する。

- 1 事件名 大阪簡易裁判所令和6年（ノ）第65号損害賠償請求調停事件
- 2 当事者 申立人 [REDACTED]

相手方 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 山崎晴恵

3 和解の要旨

- (1) 相手方は、申立人らに対し、本件損害賠償金として、金4000万円の支払義務のあることを認める。
- (2) 相手方は、申立人らに対し、前項の金員を申立人らの指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 相手方は、本件の教訓を風化させることなく、将来にわたり、すべての児童生徒にとってより安全で安心な学校環境の整備に向けた取組みを継続する。
- (4) 申立人らは、その余の請求を放棄する。
- (5) 申立人ら及び相手方は、申立人らと相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は各自の負担とする。

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。



議案第123号

和解することについて

次のとおり請負代金請求事件に関し和解をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）12月11日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市は、請負代金請求事件に関し、次のとおり和解する。

1 事件名 神戸地方裁判所令和5年（ワ）第1400号請負代金請求事件

2 当事者 原告

被告 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 山崎晴恵

3 和解の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として金866万138円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権義務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。